

代議員選挙に関する規則（定款、細則）

日本船舶海洋工学会

定款抜粋

（代議員の選出、任期）

- 第14条 代議員は、正会員の中から選ばれることを要し、概ね正会員 50 人の中から 1 人の割合をもって選出される。
- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規定は細則に定める。
 - 3 正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。
 - 4 第2項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
 - 5 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 6 第2項の代議員選挙は、2 年に一度実施することとし、代議員の任期は選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。
 - 7 代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
 - 8 代議員は、第 10 条により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。

細則抜粋 第 3 章 代議員の選出

（選挙管理委員会）

- 第 11 条 代議員選挙を適切に実施するために、代議員選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という。）を設置する。
- 2 選挙管理委員会は、代議員選挙に係る事務を司る。
 - 3 選挙管理委員会は、理事及び理事会から独立した組織とする。
 - 4 選挙管理委員会は、会長から委嘱された以下の委員により構成される。

各支部が推薦した正会員	各 2 名
前会長	1 名
 - 5 役員は、委員になることができない。
 - 6 委員は、次期代議員になることができない。
 - 7 委員の任期は、代議員選挙実施後、最初に行われる定時総会終了までとする。
 - 8 委員の氏名は公示される。

（選挙管理委員会の運営）

- 第 12 条 委員長は前会長をもってあてることとし、選挙管理委員会を代表する。
- 2 委員長が欠けたときに備えて、委員の互選によって委員長代理を予め選任し、必要ある際は、委員長の職務を代行する。
 - 3 委員長は、必要があると認めるときは、選挙管理委員会を招集し、その議長となる。
 - 4 選挙管理委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 5 選挙管理委員会は、その業務の一部を事務局に委任することができる。

（選挙区）

- 第 13 条 代議員選挙は、東部・関西・西部の各支部単位で行うものとし、正会員は所属する支部の代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。
- 2 代議員の定員は、代議員選挙を実施する年の 4 月 1 日に支部に所属する正会員の数を 50 で除し、1 名未満の端数を四捨五入した数を、当該支部選挙区の定員とする。
 - 3 補欠の代議員の定員は、前項の代議員の定員の数を 5 で除し、1 名未満の端数を四捨五入した数と

する。

4 前2項の定員は、代議員選挙実施の時点において定めるものとし、次の代議員選挙実施までの間に、正会員数が増減しても、その定員は変更しないものとする。

5 代議員は、任期中に転居等により所属支部を変更してもその任を解かない。

(選挙結果の判定)

第14条 代議員選挙における候補者の得票順に従って、定員の範囲で当該選挙区の代議員として選任する。なお、得票数が同じ場合は、年齢の高い順によるものとする。

2 代議員選挙の次点者以下を定員の範囲で当該選挙区の補欠の代議員として選任する。補欠の代議員の優先順位は、代議員選挙の得票順によるものとする。得票数が同じ場合は、年齢の高い順によるものとする。

(選挙結果の公示、通知)

第15条 選挙管理委員会は、代議員及び補欠の代議員に対し、選任されたことを通知する。

2 選挙管理委員会は、選挙結果を取りまとめ、会長に通知する。

3 選挙管理委員会は、選挙結果を公示しなければならない。